

KKR 札幌医療センターでの綾さんの8か月
(時間外労働時間：タイムカード)

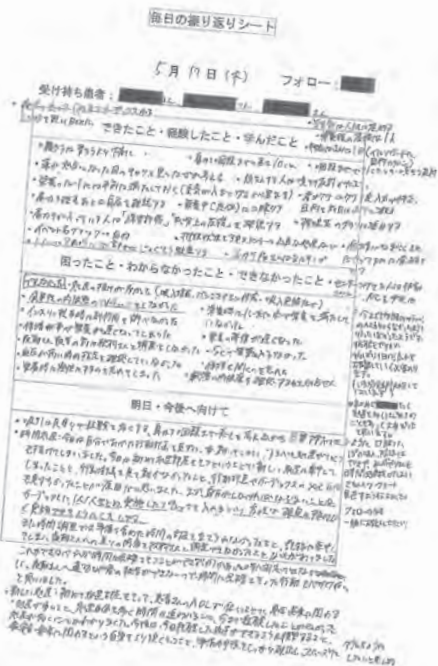
- 4月「勉強さぼると不安で眠れなくなる」
6 西病棟（呼吸器センター）に配属。2 週目から 18 時以降退勤。3 週目から 1 時間早く出勤。
(47 時間 48 分)
- 5月「疲れすぎて階段つらい」「夢が病室だらけ」
指導者との関係に悩む。
(91 時間 40 分)
- 6月「受け持ち7～8人でオンパレード」「眠い、死んじゃう」
初休日日勤。事故報告。
(85 時間 30 分)
- 7月「存在消せるか？死ぬか？」「行きたくなくて吐き気と動悸」
初夜勤、インシデント、肌荒れと体調不良。
(73 時間 06 分)
- 8月「寿退職したい」
過労、ストレスによる月経不順、湿疹。
(85 時間 26 分)
- 9月「毎日怒られているし」
研修レポートで否定的な言葉続く。
(70 時間 16 分)
- 10月「汗だくだよ、13人で点滴パラダイス、記録皆無」(夜勤)
自己学習（患者の疾患）早朝5時。
(69 時間 53 分)
- 11月「看護師向いてない？～あー自分消えればいいのに」
母に「時間外つかないのは本当につらい」
(65 時間 29 分)
- 12月「自分が大嫌いで、何を考えて何をしたいのか…
考えなくてもいいと思ったら幸せになりました…」
3日、遺書を残して自死

裁判での双方の主張と労基署の判断

	原告の訴え	労基署の認定	被告の主張
労働時間	就業前・就業時間後、昼休み休憩、シャドーワーク※を含む。 最大月 170 時間の時間外労働	最大月 111 時間以上を認定	タイムカードは欠勤・遅刻の管理。早出の残業も不必要。シャドーワークは業務命令なし
残業代	残業代なし。労災申請時に未払い残業代を請求	病院に残業代未払いなど 7 項目の「是正勧告」	(労基署「勧告」を受け、綾さんを含む約 700 人の従業員に未払い残業代 7 億 5 千万円を支払う)
振り返りシート	毎日所定勤務時間後に記載。先輩看護師が指摘した事項についてシャドーワーク	シャドーワークの一部を業務と認定	勤務・習得状況把握のため作成させた。自宅学習は指示していない
受け持ち患者数	4 月第 3 週から 1～2 名。第 4 週から 2～3 名、4 月 3～5 名、6 月以降、多いときは 8 名	※シャドーワーク 勤務時間以外に自宅など職場を離れて、業務遂行に関連して必要とされる知識や技能の獲得及び確認していた作業。	受け持ち患者数に配慮。先輩看護師がフォローしていた
新人教育	「即戦力」化を求め過大な課題。新人看護師のリアリティショックなどへの配慮を欠いた		教育・研修制度は万全で機能していた

→振り返りシート

被告病院は新人看護師に「毎日の振り返りシート」提出を求めた。就業時間後に記入し、先輩看護師がチェック。指摘事項については帰宅後の自宅学習（シャドーワーク）を余儀なくされた。写真は被告が開示した綾さんのある日の「振り返りシート」。小さな文字でびっしりと書き込まれている。



綾さんはうつ病だった
4度の「医師意見書」

被告は綾さんのうつ病は「精神科に受診がなく、発症した証明は無い」としています。しかし、労災申請と裁判を通して、東京の西松能子医師、北海道労働局の専門医部会、札幌の田村修医師、北海道労働局地方労災医員と 4 度にわたって「F 32 うつ病エピソード」を発病しているとの医師意見書が出されています。被告の主張は無効です。